

障害福祉制度におけるサービス等の現状と今後の方向性

1. はじめに

◎障害者福祉制度の変遷

昭和 24 年の身体障害者福祉法の制定を皮切りに、昭和 35 年には精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）が成立し、障害種別ごとの個別法による支援体制が構築されました。この時期から平成 15 年の支援費制度導入まで続いた措置制度では、行政が障害者の状況を判断し、必要と認めるサービスを決定して提供する仕組みとなっており、主なサービスは入所施設を中心でした。利用者は行政の決定に従ってサービスを受ける立場にあったため、サービス内容や事業者を自ら選択する範囲は限定的でした。また、利用者負担については、本人や扶養義務者の所得に応じた応能負担を基本とし、低所得者には負担軽減措置が講じられていました。

平成 15 年の支援費制度の導入により、障害者自身がサービスを選択し、事業者と契約を結ぶ仕組みが確立されました。また、居宅介護（ホームヘルプ^①）や短期入所（ショートステイ）などの在宅サービスの拡充や、身体障害や知的障害に対応したグループホームや通所授産施設などの整備により、利用者の選択肢が増加しました。利用者負担については、従来の応能負担が継続し、利用者の経済状況に配慮した制度設計が維持されました。

さらに平成 18 年には障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の三障害を一元化した総合的な支援体制が構築されました。

サービス体系は大幅に再編され、介護給付として、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「短期入所」、「療養介護」、「生活介護」、「施設入所支援」が、訓練等給付として「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援 A 型・B 型」、「共同生活援助」（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）が設けられました。

また、市町村事業として、外出の支援を行う移動支援や、介護や自立生活に必要な用具を給付する日常生活用具の給付などを行う地域生活支援事業が実施されるようになりました。利用者負担については応益負担（定率負担）が原則であり、サービス利用量に応じて 1 割の自己負担が求められることとなりました。

しかし、この応益負担の導入により利用者の経済的負担が大幅に増加し、サービス利用の抑制などの問題が生じたため、その後段階的な負担軽減措置が講じられました。

平成 24 年には障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害者の定義に難病等が追加になるとともに、地域社会における共生の実現に向けた理念がより明確化されました。

サービス内容については、重度訪問介護の対象が拡大し、平成 30 年には、一般就労後の定着を支援する「就労定着支援」、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院などから地域での一人暮らしに移行した障害者などに対し、定期的に訪問して、相談に応じたり、手続き支援や連絡調整を行ったりする「自立生活援助」が新設されました。また、令和 7 年には、本人の希望や、就労能力、適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始します。

利用者負担については、市町村民税非課税世帯については利用者負担が無料となるなど、経済的負担の軽減が図られました。

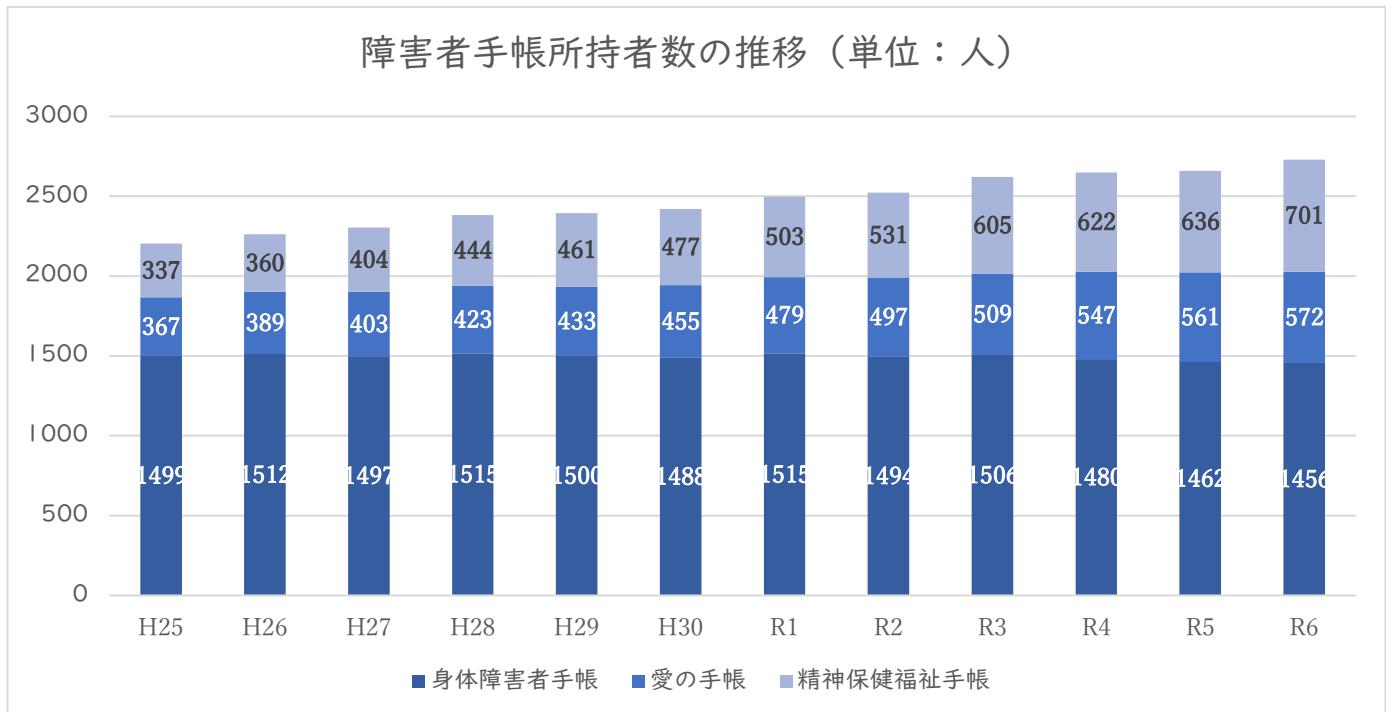
児童福祉の分野においても、平成 24 年の児童福祉法改正により障害児支援の再編が行われ、障害児通所支援と障害児入所支援に体系化されるとともに、就学児童に通所により療育を行う「放課後等デイサービス」などの新たなサービス類型が創設されました。

障害児サービスの利用者負担についても、世帯の所得状況に応じた月額上限があり、未就学児への無償化なども導入されています。

2. 羽村市の状況

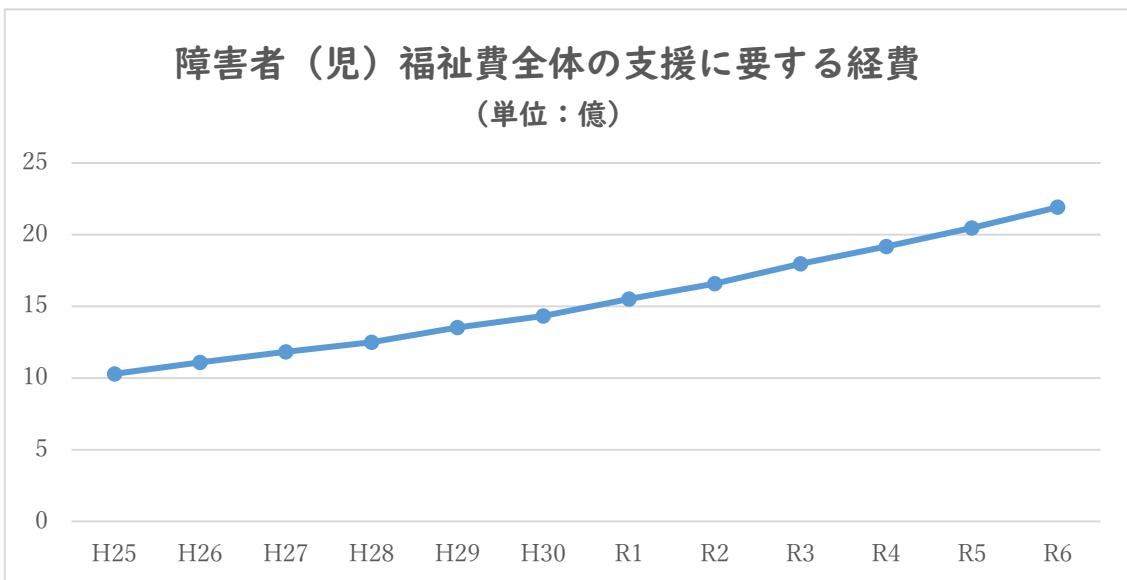
●障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は徐々に増えています。身体障害者は横ばい、知的障害者と精神障害者は年々緩やかに増加する傾向が続いています。



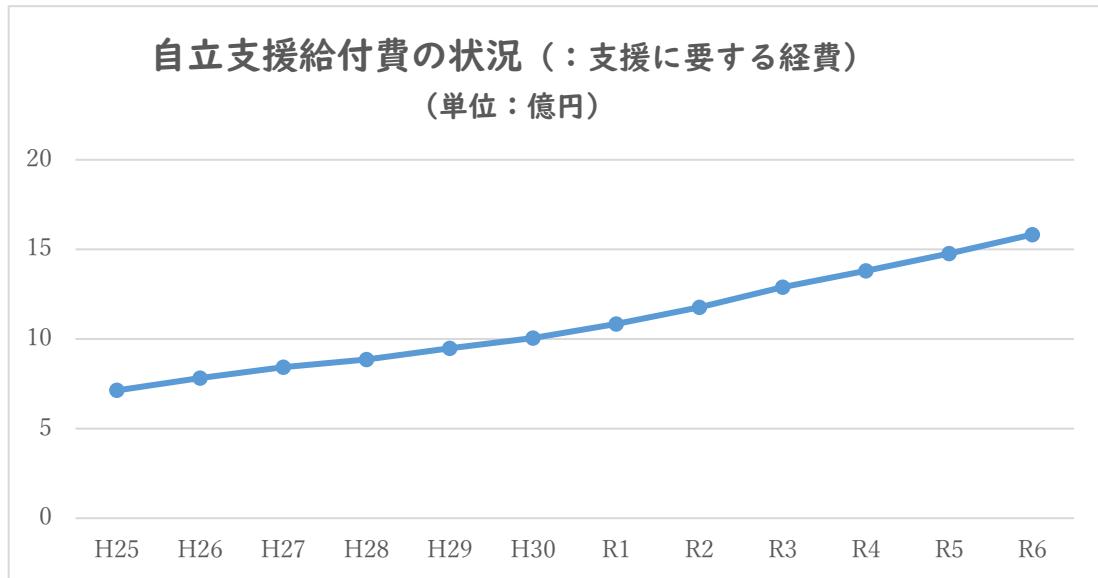
●障害福祉事業全体における支援に要する経費の状況

羽村市における、障害福祉事業全体における支援に要する経費（扶助費）は、平成25年度～令和6年度において、約2倍になっています。



●自立支援給付費（障害福祉サービス等の経費）の状況

羽村市における、自立支援給付費に要する経費のうち、支援に要する経費（扶助費）は、平成25年度～令和6年において、約2倍になっています。



●自立支援給付における各サービス利用の状況

障害者自立支援法成立後の、自立支援給付（障害福祉サービス等）の予算は全国的に増加しています。障害別の伸びとしては、身体障害者の利用者数は横ばいであり、知的障害者と精神障害者のサービス利用が徐々に伸びています。

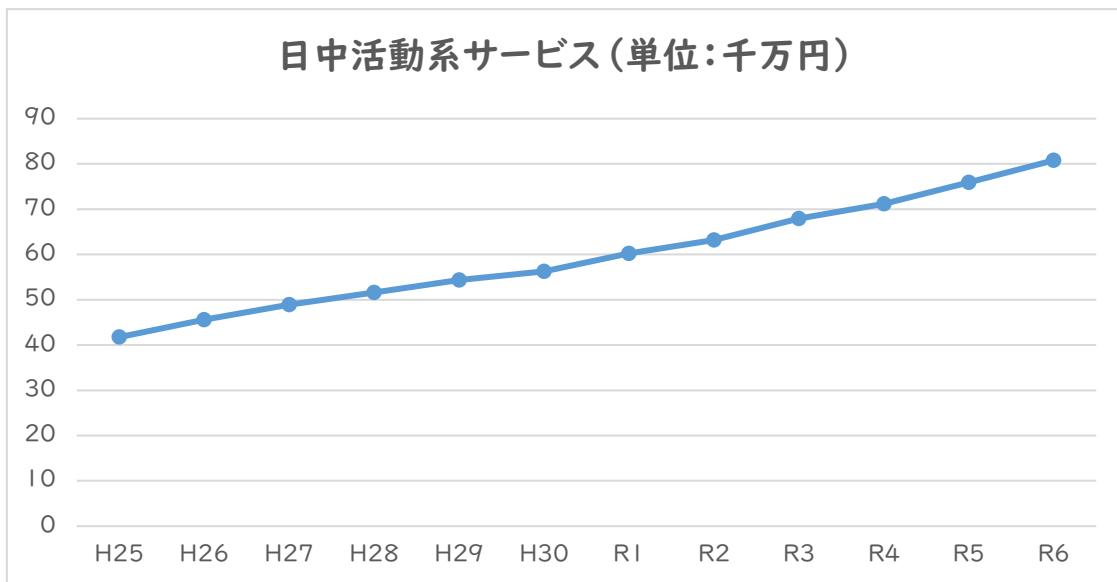
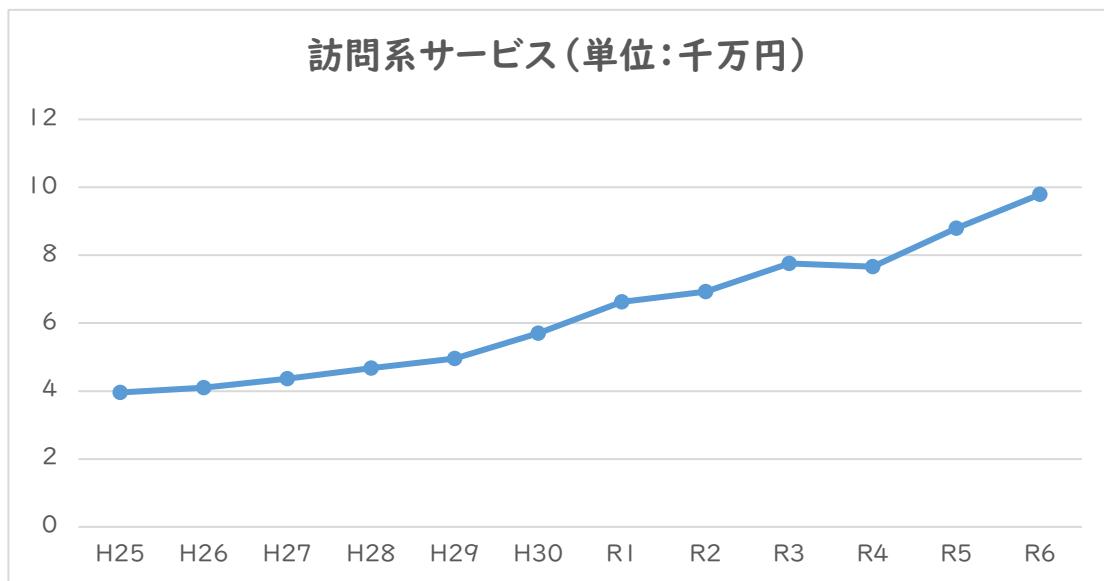
サービスごとの利用の推移をみてみると、知的障害者、精神障害者共に、非雇用型の福祉的就労の場である「就労継続支援B型」、共同生活を行う住居で支援を受けながら生活する「共同生活援助」（グループホーム）の利用が増加しています。その他に、知的障害者においては、常に介護を必要とする人に、介護を行うとともに創作的活動や生産活動の機会を提供する「生活介護」、精神障害者においては、自宅で家事援助や身体介護等を行う居宅介護の利用が増えています。

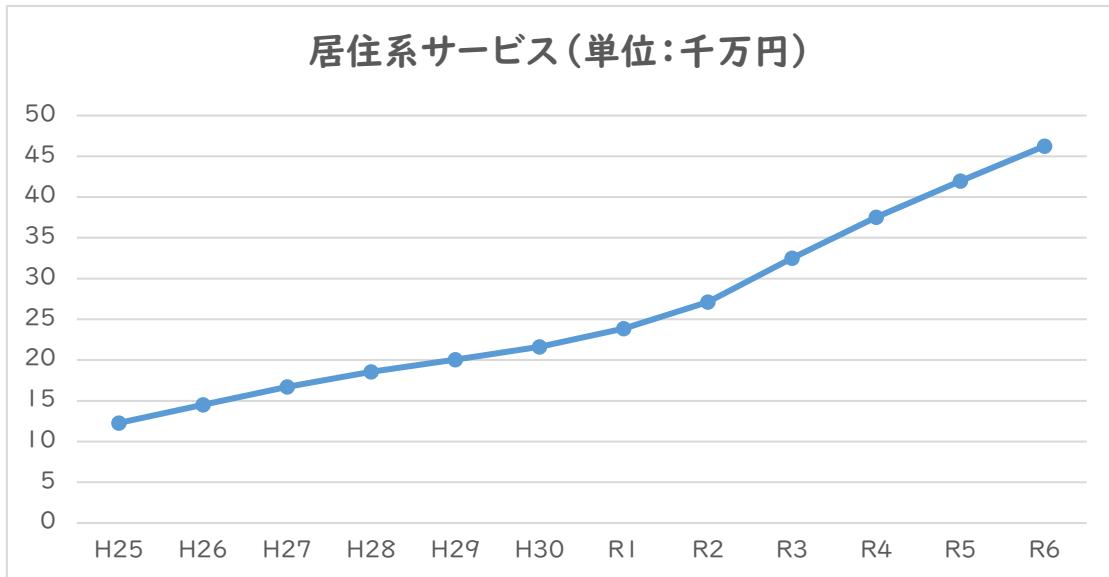
羽村市の訪問系サービス（ホームヘルパー等が訪問するサービス）、日中活動系サービス（福祉的就労の場等に日中通所するサービス）、居住系サービス（施設やグループホームによるサービス）に対する支出額はいずれも増加傾向にあります。

訪問系サービスの増加は、施設から地域での在宅生活への支援ニーズの高まりや、障害者の高齢化・重度化、介護者の高齢化などが要因と考えられます。

日中活動系サービスについては、福祉的就労の場である就労継続支援や、一般就労に向けた支援を行う就労移行支援など、社会参加の意欲の高まりを背景に利用が伸びています。

居住系サービス、特に共同生活援助（グループホーム）は、「親亡き後」も見据えた親元から自立や、一人暮らしで困難な家族との同居も難しい場合などに、適度な支援を受けながら自立した生活を送れる場としての選択肢となっています。



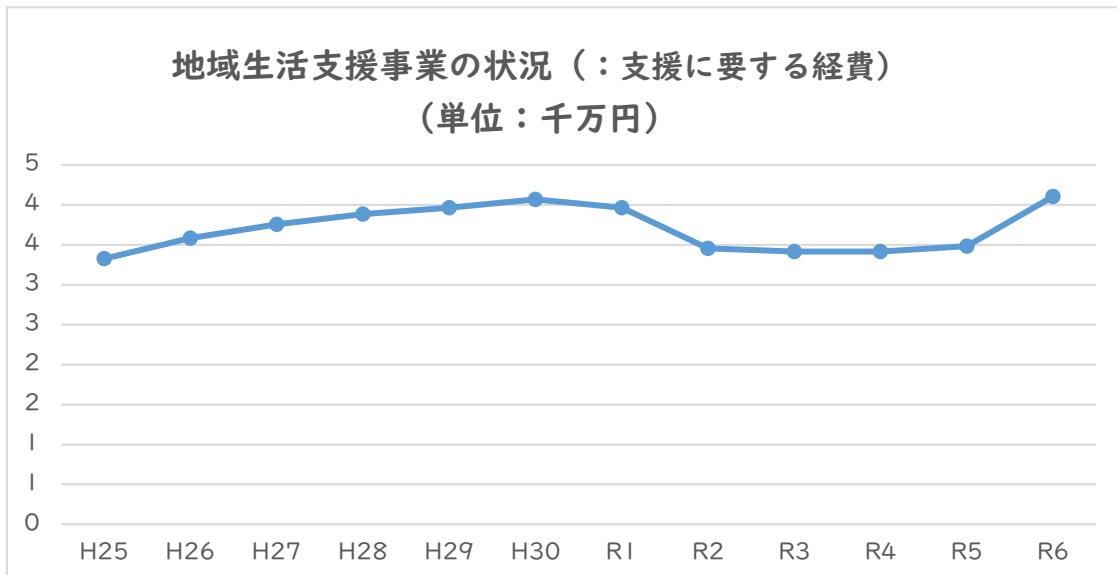


●地域生活支援事業の状況

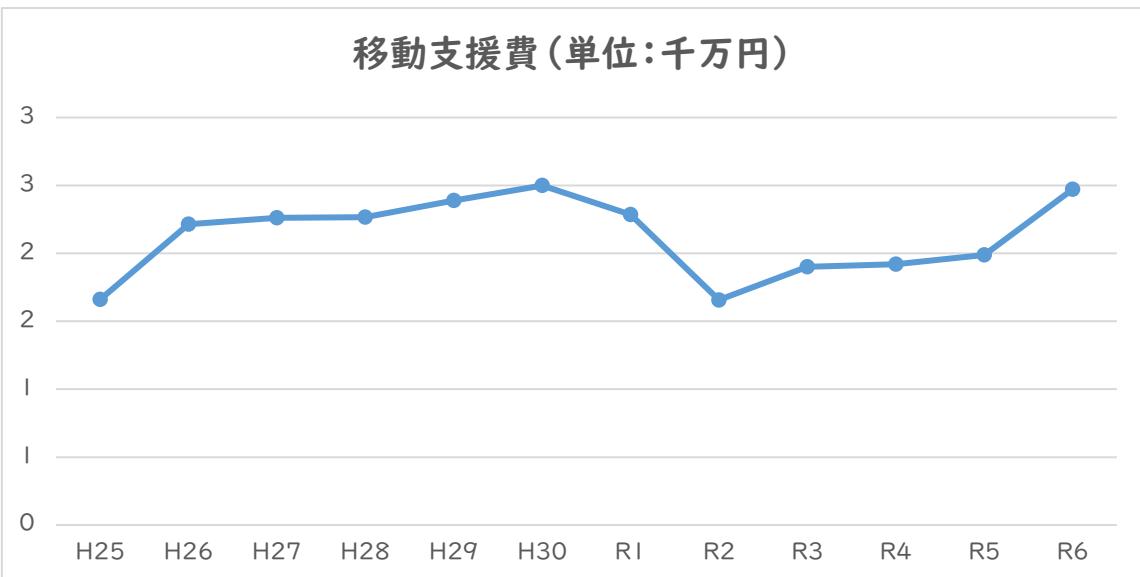
市町村が利用者やその地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」においては、主な事業として、外出の支援を行う「移動支援」や、介護や自立生活に必要な用具を給付する「日常生活用具の給付」があります。

羽村市における、地域生活支援事業（事業）の支援に要する経費は、令和元年までは緩やかに増加し、新型コロナウイルス感染症の影響で外出の機会が減少したことから減少に転じましたが、その後徐々に利用は増えています。

自立支援給付と同様、社会参加や、自立した在宅生活に向けた支援として、利用されています。



地域生活支援事業のうち、主要な事業である「移動支援」の状況は以下のとおりです。前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大による減少がみられましたが、近年は徐々に増加しています。



3. 現状と課題と方向性

制度の充実により、障害福祉サービスの利用者数は年々増加し、多くの方々の生活を支える重要な基盤となっています。一方で、サービスの拡充に伴い、全国的に障害福祉サービス等に係る費用も増加傾向にあります。

羽村市においては、限りある財源について創意工夫を凝らし、施策の着実な推進を図ってきたところですが、税収減などによる歳入の減に対し、サービス費の義務的な経常経費は増加し、財政的には厳しい状況にあります。今後も不透明な社会経済情勢を背景に、市税収入は大幅な增收を見込めない状況にあることから、必要な支援を必要とする人に届けるために、持続可能な支援継続を目指して取組を進めていく必要があります。

障害者をめぐる今後の課題としては、「重度化・高齢化への対応」「医療的ケア児等への支援」「精神障害者の地域移行・地域定着支援」「8050問題等の複合的課題を抱える世帯への支援」などがあげられます。

社会参加や自立した生活を希望する人が増え、障害のある人が自分らしく暮らすことができる社会を目指すためには、これまでの支援を捉えなおし、必要に応じて見直していくことも重要であると考えられます。